

南知多町選挙管理委員会告示第 5 号

南知多町議会議員一般選挙の任期が令和7年6月29日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書きの規定により本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和 7 年 6 月 3 日

南知多町選挙管理委員会

委員長 石 堂 和 重

登録の移替えを延期する期間 令和7年6月3日から令和7年6月22日まで